

さんは、いとかたき事なれば、猶このうへ發明の説、證據の畫圖などあるものは、かならず來りて、
 玄めすべし、髪を手にし堂を下りても、其辱を謝すべきなり、文化元年七月、樂翁みづからゑるす、
 〔守國公御傳記〕^三軍物語ノ内ニハ、平家物語ヲヨシトスト、古人モ言シトテ、其繪ヲ竹澤惟房ニ命
 ゼラル、其時代ニ合フヤ否ノ、慥ナラザル事多クレバ、古實博覽ノ人ニ問セラレ、猶明證ヲ得難キ
 事ハ、京師ノ有職家又ハ好古ノ廣橋儀同伊光公ナドニモ問セ玉フ、^{○松平}就中詳カナリ難キ物
 ハ、輿車ノ二ツニテ、官位ノ高下ニモヨリテ、種々ノ差別アレバ、先ヅ此權輿ヲ正シ玉ハントテ、搗
 檢校ノ塾生稻山平藏行教、國學ニ長ジテ博覽ナレバ、ソレニモ托シ玉ヒテ、古代ノ檳榔ヲ始、太八
 葉、小八葉等、種々ノ製作ヲ諸書ヨリ編集セシメ、撰擇取捨シ、阿州藩渡部廣輝^{住吉廣輝門弟}ニ、一々指揮
 シテ寫サシメ、又當時京師住吉南都ニ殘レル輿車ノ全圖ヲモ摹セシメ、材ノ寸尺、金物ノ大小マ
 デ悉ク備リ、工匠一見スレバ、其儘造出スベキ様ニ、詳細ヲ盡サシメラル、詞書ハ古書ヲ引、緬密ニ、
 自書シテ十五卷トナシ、輿車圖考ト名付玉フ、廣橋卿懇望ニテ書寫アリ、叡覽ニ備ラル、朝廷ノ御
 用ニモ相立、縉紳家ニテハ又ナキ有用ノ物ナリトテ、殊ニ感賞セラレシ旨、廣橋卿ヨリ度々告來
 サレシトナリ、稻山平藏ニ委ク垂問シ、全備シタル時ヨマセ玉フ歌、

○ 小車のせばき物身の我身には人の言葉をたぐかりもすれ

橇

〔書言字考節用集〕^七器財、橇^{ノリ}、萬泥行所乘者、形如、秧馬^同、^{詳東}、雪車^{和俗}所用

〔倭訓栞〕^{前編十三}、そり、歌に越旅人そりにのるまでなどよめるは、會津風土記に、雪車、雪舟など

書り、反りたる形ゆゑに名とす、輶を訓すべし、史記に橇に作り、漢書に毳に作る、これなりといへ
 り、注に以板爲之、其狀摘行泥土と見ゆ、禹泥行所乗ともいへば、古事記にうき、ままりそりた、し
 てといへるも、此にや、